

<個別の内容>

(1) PSC 案件

両国の PSC 実施状況について情報交換を行うと共に、両国に寄港するクルーズ客船への効果的な PSC 実施を目的とした検査情報の共有等の実務レベルでの相互協力体制を構築することに合意した。

また、東京 MOU (※注参照) 教育訓練プログラムにおける協力や双方の技術交流に関する連携を強化していくことを確認し、PSC 検査内容のさらなる向上・標準化を進めるため、来年度も PSC 実務担当者の相互交流を行うことに合意した。

(2) IMO・海上安全委員会 (MSC) 案件

IMO・MSC 及び関連小委員会において進められている第二世代非損傷時復原性基準の検討、係船索を含む係船設備及び船上揚貨装置の安全基準策定、自動運航船の実用化に向けた国際ルール of 検討並びに港湾における陸電設備の安全操作に関するガイドライン策定について、最新の動向を共有するとともに、これらの分野における両国の連携及び継続的な情報交換について合意した。

(3) IMO・海洋環境保護委員会 (MEPC) 案件

IMO・MEPC で議論されている GHG 削減戦略に関連する政策、エネルギー効率設計指標 (EEDI) のフェーズ 3 見直しについて意見交換し、今後も両国間で更なる情報・意見交換を図っていくことで合意した。

2020 年からの燃料油中の硫黄分規制強化について、燃料油の適正な品質確保に向けて、両国が情報共有等をしていくことで合意した。

また、スクラバーからの排水について、日本側より、海洋環境上問題がないとする環境影響調査結果を紹介するとともに、同調査結果に基づき IMO の排水環境基準は適切であり、我が国としては上乘せとなる規制は導入しない方針であることを説明した。

(4) 危険物海上輸送に係るキャパシティビルディングプロジェクト

危険物海上輸送に起因する海難事故の防止のため、危険物の輸出国・地域における関連規則の実効性の向上の重要性についての認識を共有すると共に、中国が実施する実効性向上のためのキャパシティビルディング (行政能力構築支援) 事業に日本が協力することに合意した。

(5) 船級協会案件

今回の会議には、両国の船級協会である日本海事協会と中国船級協会からも代表者が参加し、両船級協会が行っている登録船舶の安全・環境保護等の確保に関する具体的活動について報告された。

※注：東京 MOU

アジア太平洋の国・地域が協力して効果的に PSC を実施するため、1993 年 12 月に東京において取り交わされた覚書（Memorandum of Understanding：MOU）。現在の加盟国・地域は、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナムの 20 カ国・地域。

（参考情報）

日中両国は、寄港した外国船に対して海上安全及び海洋環境保護に関する国際条約の基準への適合性を検査する PSC に積極的に取り組んでおり、2017 年 1 年間の東京 MOU 域内で実施された全検査件数 31,315 件のうち、中国が 23.1%（7,242 隻）、日本が 17.4%（5,439 隻）を実施し、同 MOU 加盟の国・地域の中で上位 1 位、2 位となっている。